各審議会等への委員の推薦について

1	中野市男女共同参画審議会委員 (推薦人員:1名、任期:令和5年5月1日~令和7年4月30日 ※ 	3) 〈人権・男女共同参画課
2	中野市放課後子ども総合プラン推進事業運営委員会委員 (推薦人員:1名、任期:令和4年4月1日~令和6年3月31日 委員) ※ 子育て課
3	中野市キャリア教育支援協議会委員 (推薦人員:1名、任期:令和5年6月1日~令和6年3月31日 委員	1) ※ 学校教育課
4	中野市博物館協議会委員 (推薦人員:1名、任期:令和4年6月1日~令和6年5月31日) 委員) ※市立博物館
5	中野市生涯学習推進会議委員 (推薦人員:6名、任期:令和5年6月1日~令和7年5月31日 委員 委員 委員	l) ※生涯学習課
6	中野市スポーツ推進計画策定員会委員 (推薦人員:1名、任期:令和5年4月~令和6年3月)	※文化スポーツ振興課
	<u> </u>	
7	部活動の地域移行推進協議会委員(仮称) (推薦人員:1名、任期:令和5年5月~) 委員	※学校教育課

【参考】

○中野市男女共同参画審議会委員 (中野市男女共同参画推進条例)

第18条 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、中野市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第19条 審議会は、次に掲げる事項について市長の諮問に応じて、調査審議を行うものとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 第14条の規定により申出があった苦情等についての市の対応に関する事項
- (3) その他男女共同参画社会づくりの推進に関する重要事項
- 2 審議会は、前項に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する事項に関して調査審議を行い、市長に意見を述べることができる。

○中野市放課後子ども総合プラン推進事業運営委員会及び中野市子どもセンター協議会委員 (中野市放課後子ども総合プラン推進事業実施要領)

1趣旨 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体的あるいは連携して放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施するために計画的な整備等を進める。

- 2事業内容 この要領において、次の事業を放課後子ども総合プラン推進事業とする。
 - (1) 放課後子ども教室推進事業
 - (2) 放課後児童健全育成事業等

(中野市子どもセンター協議会要領)

第2条 青少年の社会性や豊かな人間性を育むため、地域の教育力を活性化し、奉仕活動・体験活動の機会や家庭教育の支援に関する情報の蒐集及び提供、指導者の登録及び紹介、コーディネイト等総合的な推進をする中野市子どもセンター(体験活動ボランティア活動支援センター。以下「センター」という。)の事業や運営等について協議を行う組織として、中野市子どもセンター協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- 第3条 協議会は次に掲げる事項を協議する。
 - (1) センターの活動に関すること。
 - (2) 多様な体験活動の連携に関すること。
 - (3) 情報誌の編集に関すること。
 - (4) その他青少年の社会性や豊かな人間性を育むために必要な事項

○中野市キャリア教育支援協議会委員 (中野市キャリア教育支援協議会設置要領)

第1条 学校のキャリア教育推進を支援するため、中野市キャリア教育協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校のキャリア教育推進のための支援に関する基本的な方針を定めること。
- (2) 学校のキャリア教育推進のための支援に関する評価及び検証を行うこと。
- (3) その他必要な事項に関すること。

○中野市博物館協議会委員(中野市立博物館条例)

第13条 博物館法第20条の規定に基づき、博物館の事業運営に関し、専門的事項の調査研究 並びに事業の企画及び推進を図るため、中野市立博物館協議会(以下「協議会」という。) を置く。

○中野市生涯学習推進会議委員(中野市生涯学習推進会議設置要綱)

- 第1条 生涯学習のまちづくりに関する施策を総合的に推進するため、中野市生涯学習推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。
- 第2条 推進会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。
 - (1) 生涯学習基本構想の策定及び実施結果の評価に関すること。
 - (2) 生涯学習推進本部から提起された事項に関すること。
 - (3) 事業の企画、運営に関すること。
 - (4) 関係機関等との連携や協働、協力体制づくりに関すること。

○中野市スポーツ推進計画策定委員

第1条 スポーツ基本法 (平成23年法律第78号) 第10条第1項の規定に基づき、中野市スポーツ推進計画 (以下「計画」という。) を策定するため、中野市スポーツ推進計画策定委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 計画の策定に関する事項
 - (2) その他計画に必要な事項